

出展規程

1 出展料金等の請求と支払い、返金等について

主催者が出展申込書の記載事項を確認の後、出展社に出展料金の請求書を送付します。出展社は、請求書記載の期日までに、出展料金全額を主催者指定の口座へ振込むものとします（お支払いは銀行振込みのみで、手形・小切手・直接現金でのお支払いは受け付けておりません）。なお、出展料金を含め本展示会に関する全ての支払い、返金についての振込手数料は出展社が負担するものとします。

2 出展申込みの受理、成立期日について

出展社が主催者の定める手続きを行い、その出展申込書（申込みシステムの利用、出展申込書の郵送、ファックス、eメールなど）を主催者が受領した時点で申込成立とします。ただし、出展内容が展示会趣旨にそぐわない場合や出展資格を有しないと主催者が判断した場合は出展をお断りする場合があります。また、お申込みが多数の場合、ブース数を調整することがありますので、予めご了承ください。

3 出展申込の取消（キャンセル）

(1) 出展申込の取消または申込内容の変更は原則として認めませんが、やむなく出展の取消もしくは申込内容の変更（出展ブース数の一部キャンセルなど）を行う場合には、その理由を明記した文書を主催者に提出し、承諾を得てください。

(2) やむなく出展の取消もしくは申込内容の変更を行う場合には、その時期に応じて下記の出展取消料をお支払いください。なお、下表は主催者が出展社からの取消・変更通知書面を受領した日を基準とします。

書面による取消・変更通知を受領した日	出展取消料
2026年6月16日～2026年7月31日	出展料金（税込）の10%
2026年8月1日～2026年8月31日	出展料金（税込）の50%
2026年9月1日以降	出展料金（税込）の100%

(3) 出展社が上記相当金額を支払っていないときは、取消通知後、直ちに支払うものとします。出展社が既に支払った金額が上記相当金額を超過している場合は、超過分を主催者より返金します。この場合、振込手数料は出展社の負担とします。

(4) 主催者は次に該当する場合、出展社に対し何らの予告無しに出展を取消することができます。また出展料金全額をお支払いいただけます。この場合、主催者は当該場所を適切な方法で使用することができるものとします。

- ① 指定の期日までに、出展料金を完納しない場合
- ② 事前申告なしに搬入日の2026年9月29日15時までにブースの使用を開始しない場合
- ③ 出展規程および関連規程に記載の事項に違反し、主催者の催告によっても改善が認められない場合

4 ブース位置の決定

(1) ブースの位置は、出展物の内容、申込順位、出展実績、会場全般の構成、実演の有無などを考慮して主催者が行い、後日通知します。出展社はブースの位置について、苦情や出展取消等を申し出ることはできません。

(2) 主催者は、消防法令上または出展社の展示効果向上のためにブース図面を変更し、それに伴いブースを再配置することができます。その際、出展社はブース位置変更に関する損害賠償請求はできないものとします。

5 ブースの使用について

(1) 転貸・譲渡等の禁止
出展社は主催者の許可なく、割り当てられたブースの全部または一部を、第三者に対して転貸・譲渡・貸与・交換その他名目の如何を問わず利用させることはできません。

(2) 共同出展の取り扱い
2社以上が共同で出展を申込みする場合、（一社）自転車協会会員が代表する1社（以下「代表出展社」という）として出展申込を行う場合に限り申請することができ、非会員は申請できません。代表出展社が出展申込時に、共同出展社名等必要な情報をあらかじめ申請し、主催者へ通知するものとします。主催者からの連絡、来場者案内品などの送付は代表出展社のみとさせていただきます。

(3) 違反時の措置
主催者は、出展社が前各項に違反する行為が確認された場合、出展社に対し直ちに改善を求めます。改善が認められない場合、主催者の判断により展示物の撤去、ブースの使用停止、将来の出展申込の拒否などを実施する権限を有するものとします。なお、その場合、主催者は出展社に対しいかなる返金、損害賠償等、何ら責任を負わないものとします。

6 出展物の管理と免責

出展社は各自の責任において出展物やブース内の管理を行ってください。主催者は善良なる管理者として会場全体の警備および運営全般の管理保全にあたりますが、出展物の損傷や紛失、ブース内における事故・搬入出時の事故、その他人体や財物に関する事故が発生した時の補償等について、主催者は一切の責任を負いません。

7 損害賠償

出展社は、出展社自身または出展社指定の業者などの代理人の不注意、その他の理由により、展示会場設備または展示会建造物もしくは人身などに対して与えた一切の損害について責任を負うものとします。出展社は保険へ加入するなど、十分な対策を講じてください。

8 展示会開催概要の変更または開催中止について

主催者は、天災および本項に定めるその他の不可抗力により展示会の開催が著しく困難となった場合、開催概要の大幅な変更、会期・会場を変更、展示規模の縮小、または開催を中止することがあります。主催者は、この決定および実行により被る出展社に生じた損害や費用の増加、その他不利な事態に陥るなどに対する一切の責任を負わないものとします。

(1) 会期変更の取り扱いについて
出展申込みは、変更された会期等についても有効とし、変更などを理由として出展を取消することはできません。

(2) 出展料金の返金について
主催者が展示会開催を事前または会期中に中止した時は、既納出展料金から別途定める金額を返金します。その際、銀行振込手数料は出展社の負担とします。また、主催者が会期変更（延期）を行った場合は、既納出展料金の返金は行わないものとします。会期変更を行った際は、その変更した開催日程に応じた出展料金の返金規程を、主催者および主催者が設定するものとします。

中止による既納出展料金の返金割合	
2026年6月15日まで	出展料金（税込）の全額返金
2026年6月16日～7月15日	出展料金（税込）の65%返金
2026年7月16日～8月15日	出展料金（税込）の50%返金
2026年8月16日～9月15日	出展料金（税込）の35%返金
2026年9月16日以降	出展料金の返金は行いません。

(3) 不可抗力について
戦争、暴動、反乱、内乱、テロ、火災、爆発、洪水、盗難、悪意による損害、ストライキ、立入制限、天候、第三者による差支行為、国防、公衆衛生に関わる緊急事態、国または地方公共団体の行為または規制など、主催者のコントロールの及ばないあらゆる原因をいいます。

9 規程の遵守

出展社は本出展規程をはじめとする主催者が定める諸規程を遵守することに同意のうえ出展申込みをするものとし、この点において将来いかなる時点においても一切の異議を申し立てないこととします。出展社は主催者が定める全ての規程を本展および出展社の利益保護のためのものと解釈し、その実行に協力するものとします。